

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

○包括外部監査契約の締結

○平成四年宮城県告示第五百四十一号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正

○平成八年宮城県告示第五百六十一号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部改正

○保安林の指定の解除の予定

○道路の区域変更

○都市計画事業の認可

○都市計画事業計画変更の認可

○土地改良区役員の就任の届出

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○選舉管理委員会

○政治団体の收支報告書の要旨の訂正

○参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する
収支報告書の要旨の訂正

監査委員

○包括外部監査結果に関する報告の公表

告示

○宮城県告示第三百三十二号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一二五十二条の三十六第一項の規定により、次のと

おり包括外部監査契約を締結したので告示する。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十三年四月八日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

齋藤 憲芳

福島県福島市飯野町明治字西鍛冶合内六十二番地

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第三百二十四号

平成四年宮城県告示第五百四十一号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月二十二日

度額及び最高限度額）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月二十二日

表を次のように改める。

宮城県知事 村井嘉浩

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三二七円	一二、七五〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、九一〇円	一一、〇一八円
三十歳以上三十五歳未満	五、五六五円	一三、〇一〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、〇九〇円	一六、〇一八円
四十歳以上四十五歳未満	六、五三九円	一八、五〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	六、七四九円	二三、〇六五円
五十歳以上五十五歳未満	六、六八八円	二三、七五〇円

五十歳以上五十五歳未満	六、二七四円	一四、四〇九円
五十五歳以上六十歳未満	五、五四九円	一一、一八三円
六十歳以上六十五歳未満	四、六一九円	一〇、七五四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一五、二一七円
七十歳以上	三、九四〇円	一一、七五〇円

- 富城県告示第三百五十九号
平成八年富城県告示第五百六十一号（非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

表常時介護をする状態の項中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同表隨時介護をする状態の項中「五万一千三百七十円」を「五万一千二百七十円」に、「一万八千四百円」を「一万八千三百六十円」に改める。

○富城県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 解除予定保安林の所在場所

白石市小原字追久保六一の一五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

- 一 1 解除予定保安林の所在場所
白石市小原字追久保六一の一五（次の図に示す部分に限る。） 八九の六
2 保安林として指定された目的
道路用地とするため
解除予定保安林の所在場所
白石市小原字追久保六一の一五（次の図に示す部分に限る。） 八九の六

土砂の崩壊の防備
3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○富城県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十一日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び富城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 蔵王川崎線
三 道路の区域

変更の区間		前後 変更の (敷地 の幅員 メートル)	前後 (敷地 の延長 メートル)
柴田郡川崎町大字前川字裏丁八一番四地先 から 同町大字前川字伊勢原四番九地先まで	後	六・六 一〇・八	一五三・〇
	前	六・一 一〇・〇	一五三・〇

○富城県告示第三百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画事業の種類及び名称
1 種類

- 1 都市計画事業の種類及び名称
仙塩広域都市計画道路事業
2 名称
三・五・百九十号 植松田高線

(3) 平成23年4月22日 金曜日

宮 城 県 公 報

		二 施行者の名称 宮城県	
		三 事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号	
四 事業地		1 収用の部分 宮城県名取市小山一丁目及び二丁目地内	
2 使用の部分		なし	
○宮城県告示第三百十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。 平成二十三年四月二十一日		○宮城県告示第三百二十一号 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋保町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。 平成二十三年四月二十一日	
一 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業		一 就任した者 就任年月日 氏名 住 所 宮城県知事 村井嘉浩	
二 施行者の名称 宮城県		就任年月日 氏名 住 所 所長 木木 隆	
三 事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号		就任年月日 氏名 住 所 役職名	
四 事業地		就任年月日 氏名 住 所 役職名	
1 収用の部分 平成十九年宮城県告示第五百五十六号の事業地に小山一丁目を加える		就任年月日 氏名 住 所 役職名	
2 使用の部分 なし		就任年月日 氏名 住 所 役職名	
○宮城県告示第三百二十号 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。		就任年月日 氏名 住 所 役職名	

平成二十三年四月二十一日 宮城県仙台地方振興事務所									
就任した者		所長 木木 隆		役職名		就任年月日 氏名 住 所		役職名	
柴田市郎	柴田豊治	柴田誠哉	佐藤栄治郎	伊藤清史	太田栄	齋藤亨	柴田市太白区秋保町馬場字大原四十番地	六番地 仙台市太白区秋保町馬場字竹林四十番地 仙台市太白区秋保町馬場字石森六	役職名
四仙台市太白区秋保町境野字野尻七十番地	六番地 十仙台市太白区秋保町長袋字門前八番十三番地	九仙台市太白区秋保町長袋字大原四十番地 仙台市太白区秋保町長袋字諭訪前三	九仙台市太白区秋保町長袋字大原四十番地 仙台市太白区秋保町長袋字諭訪前三						
監事	監事	理事	理事	理事	理事	監事	監事	監事	監事

選任年月日	氏　姓	住　所	役職等
平成11年1月10日	中　野　勲	仙台市太白区秋保町馬場字石ヶ森六番地	理事
平成11年1月10日	齋　藤　弘勝	仙台市太白区秋保町馬場字竹林四十番地	理事
平成11年1月10日	太　田　栄	仙台市太白区秋保町馬場字町屋七十番地	理事
平成11年1月10日	伊　藤　清　史	仙台市太白区秋保町馬場字大原四十番地の二	理事
平成11年1月10日	佐　藤　米　治郎	仙台市太白区秋保町馬場字中屋敷四十九番地	理事
平成11年1月10日	柴　田　豊　治	仙台市太白区秋保町馬場字門前八番	理事
平成11年1月10日	齋　藤　亨	仙台市太白区秋保町馬場字町南六十番地	監事
平成11年1月10日	柴　田　市　郎	仙台市太白区秋保町馬場字町屋七十番地	監事

選舉管理委員会

○候補者印示第117回

政治資金規制法(昭和33年法律第494号)第十一條第一項の規定によつて政治団体からの選出があつた平成11年分収支報告書について、提出の報告書が提出されたので、平成11年印示候補者が印示第117回の一部を次のとおり改めぬ。

平成11年4月11日

印示候補者印示

柴　田　健　一

印示候補者印示
柴　田　健　一

印示候補者印示

一 寄附した額

イ　寄　附	150,000 円	セイ　本部又は支部から供与された交付金に係る収入
(ア) 寄附(内訳別掲)	150,000 円	セイ　(ア) 自由民主党宮城県第三選挙区支部

200,000 円」立候ぬ

「a 政治団体からの寄附

合計 187,376 円」セイ　合計 237,376 円」立候ぬ

「寄附の内訳」

「ア 政治団体からの寄附」

「(寄附者の名称)(金額)(事務所の所在地)」

「自由民主党宮城県第三選挙区支部

小計 150,000 円 名取市」

○候補者印示第118回

公職選挙法(昭和35年法律第40号)第68条の規定によつて候補者らの選出のあった平成11年7月11日執行の参議院印示候補者印示の選挙運動に際する旨や報知書について、提出の報知書が提出されたので、平成11年印示候補者印示第117回の一部を次のとおり改めぬ。

平成11年4月11日

印示候補者印示

柴　田　健　一

候補者印示の第一回報知の登録報知書の印示

3 報知書の印示

「海谷　弘　会社役員 100,000」の上

「みんなの党参議院宮城県第一支部 政党支部 2,500,000」の上

「その他の収入 2,500,000」の上

「その他の収入 -」の上

印　相　手

印　相　手　印　相　手

印　相　手　印　相　手

印　相　手　印　相　手

印　相　手　印　相　手

印　相　手　印　相　手

○印示候補者印示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人齋藤憲芳

から監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成23年4月22日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子